

消費税課税事業者様 各位

インボイス制度に伴う会計書類について

税理士法人秋央サムライネットオフィス
TEL : 018-896-6670 FAX:018-863-4428

秋冷の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年（令和5年）10月1日からインボイス制度が施行されました。インボイス（適格請求書）を発行できるのは、①課税事業者で、②登録を受けたインボイス発行事業者のみとなります。そして、原則として、インボイスの保存と適正な記帳に基づいて経費等の消費税を控除することとなりました。

したがいまして、すでにご承知と思いますが、お手元に届いた支払に係る請求書や領収書等の会計書類が、インボイスに必要な下記の6つの記載事項が満たされているかどうか、事業者において確認し保存することが必要になります。また、貴社がインボイス登録して発行した売上に係る請求書や領収書等についても同様となりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

【6つの記載事項】

- ① 売り手（請求書や領収書の作成者）の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（持ち帰りの飲食料品など軽減税率の対象なら、その旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜または税込）と適用税率
- ⑤ 税率ごとの消費税額
- ⑥ 買い手（請求書や領収書を受け取る側）の氏名又は名称（宛名の部分）

Point 請求書

※登録番号等が記載されていない場合は、免税事業者かどうかをご確認ください。

請求書
INVOICE

請求書 No. 令和5年10月1日
登録番号: T

株式会社 ○○
〒000-0000
東京都千代田区外神田 4-14-1
秋
TEL: _____
E-Mail: _____
担当: _____

ご請求金額 ¥3,292 (税込)

日付	品番・品名	軽減税率	数量	単価(税別)	税率	金額
○年○月○日	サンプル		1 式	¥100	10%	¥100
			2 個	¥200	8%	¥400
			3 時間	¥300	10%	¥900
			4 日	¥400	10%	¥1,600
小計						¥2,600
消費税						¥292
合計金額						¥3,292

税率区分	消費税	金額(税別)
10%対象	¥260	¥2,600
8%対象	¥32	¥400

備考

いつもご利用いただきありがとうございます。
振込先: ○○銀行 ○○支店(普通) ○○○○○○
お振込み手数料は御社でお願いいたします。
お支払い期限:

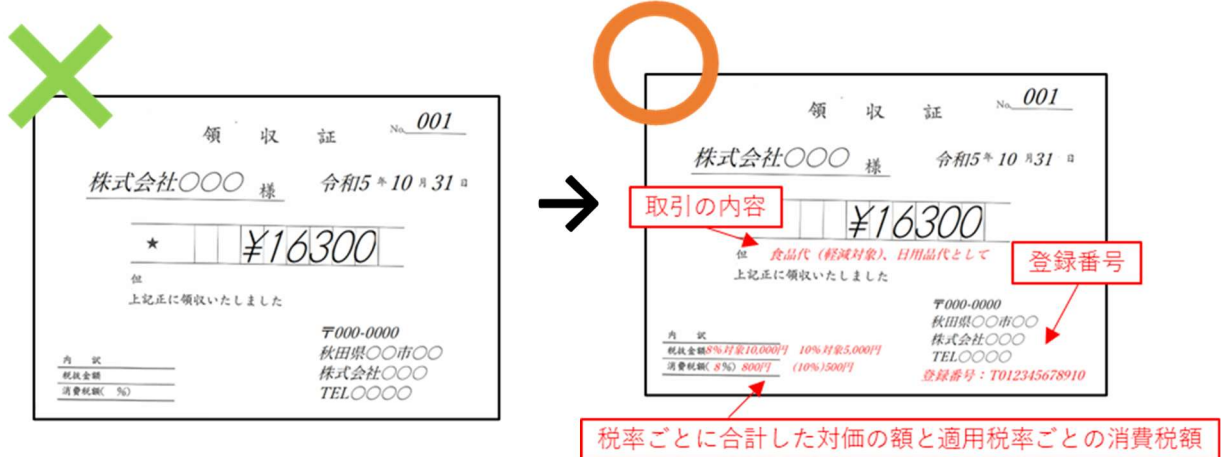
Point 明細付き領収書

※取引内容に該当する明細部分は切り取らないでください。



Point 手書き領収書

※記載事項に不足がある場合は、発行元に再発行のご依頼をしてください。



国税庁のホームページに、Q&A や動画などで分かりやすく掲載されておりますので、ご利用ください。

インボイス制度特設サイト

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

また、国税当局において、インボイス制度をご理解いただくため、WEB形式による説明会（オンライン説明会）を実施しています。

全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

特設サイト



インボイス制度に関する相談窓口について

インボイス制度に関するご相談は、インボイスコールセンター（ページ下部参照）や各税務署でお受けしておりますが、その他にも、制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など、関係省庁等が連携して各種の相談窓口をご用意しています。

インボイス制度に関する様々なお困りごとについて、どの窓口にご相談すべきかを容易に検索できるよう、相談内容別の相談窓口一覧を上記「インボイス制度特設サイト」に掲載しておりますので、是非ご利用ください。

インボイス制度に関する
各省庁等の相談窓口一覧



「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

ご自身が免税事業者である場合や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について、関係省庁連名でQ&Aが公表されています。

例えば、インボイス制度を契機とした取引条件の見直しについて独占禁止法などで問題となる行為、免税事業者であり続けた場合の取引への影響、課税事業者となった場合に必要となることなどについて解説されていますので、ご参照ください。

公正取引委員会
ホームページ



適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

○ 税務相談チャットポット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットポットの
ご利用はこちら



税務職員ふたば

○ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。